

お知らせ

農地等の草刈り、 適正な管理にご協力ください

ときがわ町では、農業従事者の減少等により、雑草が繁茂し、原野化してしまっている遊休農地が多数見受けられます。雑草を放置すると、近隣農地の耕作等に悪影響を及ぼすばかりでなく、害虫等が発生し、近隣住民の生活に迷惑をかけることがあります。また、原野化してしまうと隣接農地等の日照の妨げになってしまいます。農地は草刈り・除草を、原野化してしまった遊休農地は枝切り・抜根を行うなど、適正な管理をお願いします。

問 農林環境課
農林担当・農業委員会事務局 ☎ 65-1532

お知らせ

7月1日は、 「AEDの日」です！

2004年7月1日に一般市民によるAEDの使用が認められたことを記念した日です。AEDは心臓がけいれんした状態（心室細動）を機械が自動的に解析し、電気ショックを与えて正常な状態に戻す医療機器です。使用時は自動音声で操作方法が流れるため、どなたでも使用できます。いざというときに備え、講習会に参加するなどして、必要な知識や操作方法を日頃から身に付けておきましょう。また、「埼玉県AEDマップ」を使えば、県内のAED設置場所をすぐに確認することができます。自宅や職場付近のAED設置場所を覚えておくと、いざという時に役立ちます。

問 埼玉県保健医療部業務課
医療機器等生産指導担当 ☎ 048-830-3640

募集・手続

除草作業に助成金を交付 しています

町では、町内の道路、水路及び河川環境の保全並びに町民の自主的な除草作業による地域力の向上を目的として、除草作業を行っていただけるボランティア団体に助成金を交付しています。

対象団体 | 行政区、道路愛護団体等
※2名以上で構成された団体が対象

対象区域 | 町が管理する道路、水路、河川等

助成金額 | 草刈機の持込台数×1,100円

申請方法 | 建設課窓口またはメール (kanri@town.tokigawa.lg.jp) で申請書類をご提出ください。原則として作業実施の10日前までに申請が必要です。

※原則2人以上かつ2時間以上の作業が対象です。

※作業1回当たり、作業員1名につき草刈機1台分までが助成対象です。

※作業完了後に写真等を添えて実績報告を提出していただきます。実績報告の内容を確認後に助成金をお振込みします。

※申請書類は、町HP、建設課窓口でご確認ください。

※ときがわ町コミュニティ協議会の『道路・河川清掃』以外の除草作業が対象です。

問 建設課 ☎ 65-1539



募集・手続

観光ガイドブック「ぶらっと、ときがわ」を刷新します

【掲載事業所募集】

令和9年3月発行予定の、観光ガイドブック「ぶらっと、ときがわ(略称:ぶらとき)」に掲載される、カフェや飲食店、アウトドアや体験コンテンツ等のサービス提供を行うお店の受付を開始します。観光の来訪者の中でも、特に若い女性に人気のある「ぶらとき」に、お店情報を掲載しませんか。

(1)「ぶらとき」の概要
・掲載対象 ときがわ町内の飲食店、宿泊施設、物販店、その他観光施設
・掲載内容 施設や商品の写真、店舗PR文、住所、連絡先、営業時間、最寄バス停等

(2)応募資格
ときがわ町内に事業所を有し、観光来訪者を対象としたサービスを提供することにより、町の経済振興や雇用拡大、交流人口拡大等を通じて、町の健全な発展にご協力いただける事業者。ただし取材対応が可能な店舗に限る。現在掲載中の店舗であっても応募が必要。

(3)応募方法
町の公式ホームページのトップページ「トピックス・ニュース」から特設ページにご案内しますので、指定のフォームに入力することによりインターネット経由でお申し込みください。

※ときがわ町DX推進方針により、従来行っていた紙媒体での受付は行いません。
※フォーム入力分からない方は、(株)デジタルラボときがわが運営するデジタル相談会をご利用いただけます。

(4)応募受付期間

5月22日(金)から7月3日(金)の間

(5)掲載費用

無料。ただし、取材時に撮影対象として必要な料理やドリンク類、物品等は、店舗側から提供していただきます。

(6)ご注意

※取材については、応募いただいた各店舗に委託業者(株)コアから打ち合わせの連絡を行いますので、写真撮影等の取材へのご協力をお願いします。
※応募いただいた店舗及び情報は、紙面の都合等により全ては掲載できない場合があります。掲載内容の決定は町に一任いただきますので、あらかじめご了承ください。

問 商工観光課 ☎ 65-1584

募集・手続

ときがわ町介護保険事業計画等策定委員を募集します

町では、介護保険法等に基づく「ときがわ町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」を策定します。計画の策定にあたっては、知識経験者をはじめ関係者(12名以内)で構成する「ときがわ町介護保険事業計画等策定委員会」を設置し、高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活が送れる体制をより深化、推進していくためのご意見を策定委員のみならずから聴きながら進めていきます。

応募条件 | 次の①から⑤の全てに該当する方
①本町に住居登録がある40歳以上の方
②町税、介護保険料、水道料金等を滞納していない方
③本町の他の委員会等の委員となっていない方
④平日の日中に会議出席可能な方(会議は3回を予定)
⑤介護事業所関係者以外の方

募集人数 | 2名

任期 | 委嘱の日から令和9年3月31日まで

応募方法 | 応募用紙に必要事項を記入し、福祉課へ提出してください。(郵送可)

※応募用紙は、役場本庁舎福祉課窓口で配布します。(町ホームページからダウンロードもできます)

《電子メールの場合》
kaigo@town.tokigawa.lg.jp

報酬等 | 本町の規定による。(会議に出席した場合のみお支払いします。)

応募期限 | 令和8年6月26日(金)
※必着とします。

選考方法 | 募集人数を超えた応募があった場合は、抽選とさせていただきます。

問 福祉課
高齢者福祉担当 ☎ 65-0813

